

平成30年度
一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画書)

小山広域保健衛生組合

目 次

1. 計画策定の基本事項	
1-1 計画策定の主旨と目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画対象地域	2
1-4 計画の期間	2
2. 上位計画の把握	
2-1 総合計画	3
2-2 防災計画	3
2-3 環境基本計画	3
2-4 国、県の計画及び目標	4
3. 一般廃棄物の排出状況	
3-1 一般廃棄物の種類	6
3-2 一般廃棄物の処理量及び処理フロー	8
4. ごみ処理実施計画	
4-1 ごみの排出抑制、再資源化計画	10
4-2 収集・運搬計画	11
4-3 中間処理計画	12
4-4 最終処分計画	20

1. 計画策定の基本事項

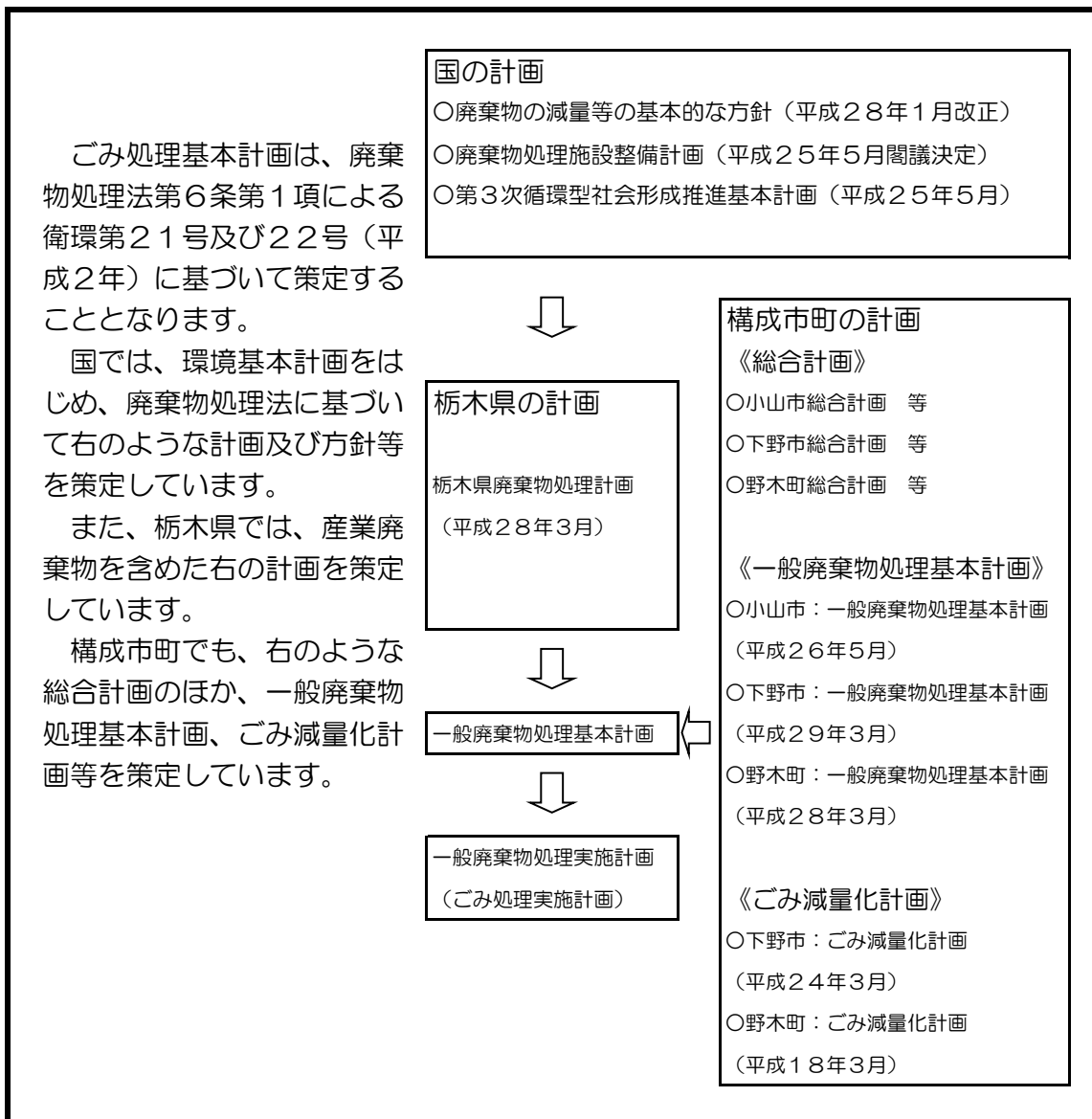
1-1 計画策定の主旨と目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。）第1条の3の規定に基づき、小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理実施計画（以下「本計画」という。）を以下のとおり定めます。

本計画は、小山広域保健衛生組合（以下「本組合」という。）を構成する小山市、下野市、野木町（以下「構成市町」という。）の一般廃棄物処理基本計画及びごみ処理施設建設基本構想などを踏まえて、本組合における一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について定めたものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、下記の関係する計画等に基づいて策定します。



1-3 計画対象地域

本計画の対象地域は、以下のとおりとなります。

本組合の圏域は、栃木県の南部地域に位置しています。

ごみ処理に関する事業については、本組合は小山市、下野市（石橋地区を除く。）野木町が対象となります。

ただし、剪定枝、プラスチック製容器包装、可燃系資源物は、石橋地区も本組合の処理対象とします。



1-4 計画の期間

この計画の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までを対象とします。

2. 上位計画の把握

2-1 総合計画

小山市総合計画	<p>9「未来につなぐ地球にやさしいくらしづくり」のなかで、ごみ排出量の抑制を図るとともに、ごみの再使用、再利用、再資源化の促進を図り、自然体で総量削減に努めます。</p>
下野市総合計画	<p>3「豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり」のなかで、分別・リサイクルの徹底によるごみ減量化を推進します。</p>
野木町総合計画	<p>2-2「自然と共生したうるおいのあるまち」のなかで、町民や事業者に対する情報提供や働きかけを行うとともに、ごみ減量化・資源化などの様々な事業を推進します。</p>

2-2 防災計画

小山市地域防災計画 (平成29年3月)	<p>第2編「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」で廃棄物処理活動に関する計画を示し、ごみ処理体制の確立、ごみ収集、がれき類の処理対策、留意事項などを定めています。</p> <p>第3編「震災対策編」で第2編を準用しています。</p>
下野市地域防災計画 (平成28年3月)	<p>第2編「水害、台風・竜巻等風害等対策編」で廃棄物処理活動計画を示し、ごみ処理に関し、実施体制・排出量の推計・収集運搬・廃棄物の種類ごとの対応方針について定めています。また、がれき類に関しても同様に定めています。</p> <p>第3編「震災対策編」で第2編を準用しています。</p>
野木町地域防災計画 (平成29年3月)	<p>「水害・台風、竜巻等風害対策編」で廃棄物処理活動計画を示し、ごみ処理に関し、実施体制・排出量の推量・収集運搬・留意事項等について定めています。また、災害がれき処理に関しても同様に定めています。</p> <p>「震災対策編」で「水害・台風、竜巻等風害対策編」を準用しています。</p>

2-3 環境基本計画

栃木県環境基本計画	<p>重点的な取組として、「ごみの排出量の削減」を掲げ、具体的な取組として、以下の施策を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の有料化の促進 ・食品ロスやレジ袋の削減のための普及啓発 ・廃棄物の分別の徹底等
-----------	---

2-4 国、県の計画及び目標

(1) 廃棄物の減量等の基本的な方針

一般廃棄物について、現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減し、再生利用量を21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減するという方針です。参考として目標値を以下に示します。

一般廃棄物の減量化の目標値

単位：100万 t/年

	平成24年度	平成32年度
排出量	45	39.6
再生利用量	9.3 (21%)	10.7 (27%)
中間処理による減量	31 (69%)	24.9 (62.9%)
最終処分量	4.7 (10%)	4 (10.1%)

(2) 廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）

現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指して、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。

同計画の具体的な目標及び指標として以下が示されています。

同計画による主な目標及び指標

目標	ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。
指標	○ごみのリサイクル率 22%（H24年度見込み） → 26%（H29年度） ○一般廃棄物最終処分場の残余年数 H24年度の水準（20年分）を維持
目標	焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。
指標	○期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 16%（H24年度見込み） → 21%（H29年度）

(3) 第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月）

同計画では循環型社会形成の一層の推進を図ることを目指しており、一般廃棄物の減量化に関する同計画の取組指標に関しては以下のとおりです。

同計画による取組指標

	基準年次 平成12年度	目標年次 平成32年度
国民・事業者双方 計画処理量、直接搬入量、集団回収量 を加えた一般廃棄物の排出量 (1人1日当たりに換算)	1,185g/人・日	890g/人・日 (※約25%減)
生活系ごみ 1人1日当たり家庭から排出するごみ の量(集団回収量、資源ごみ等を除いたもの)	660g/人・日	500g/人・日 (※約25%減)
事業系ごみ 1事業所あたりではなく、総量	総量 1,799万 t	総量 1,170万 t (※約35%減)

(4) 栃木県の一般廃棄物の目標値

栃木県廃棄物処理計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）では、一般廃棄物の排出に関して、平成25年度を基準とし、排出量を11%削減すること、再生利用率を25%に増加し、最終処分量を11%削減することを目標にしています。

栃木県一般廃棄物の目標値

		平成25年度 基準年	平成32年度 目標
一般廃棄物 排出量		690千 t	614千 t
内 訳	生活系	513千 t	461千 t
	事業系	177千 t	154千 t
再生利用率		17.5%	25%
最終処分量		62千 t	55千 t

3. 一般廃棄物の排出の状況

3-1 一般廃棄物の種類

(1) ごみの種類

施設	ごみの種類	内 容
中央清掃センター	燃やすごみ	生ごみ、紙くず、木くず、硬質プラスチック製品など
	可燃系粗大ごみ	木製家具類、布団、じゅうたん、カーペットなど
	燃えないごみ	陶磁器、金属製品など
	不燃系粗大ごみ	ソファ、ベッドなど
	不燃系資源物	飲料用びん、鉄缶、アルミ缶、ペットボトル
	有害ごみ	乾電池、蛍光灯、アスベスト含有家庭用品
	可燃系資源物	新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パック
南部清掃センター	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ等家庭用電気製品
	生ごみ	野木町から発生した生ごみ
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器、カップなど
	剪定枝	枝葉など
	可燃系資源物	野木町から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パック

(2) ごみの搬入制限

1) 中央清掃センターでは処理できないごみ

①	有害性物質を有するもの	特別管理一般廃棄物（在宅医療廃棄物のうち注射針やチューブ（カテーテル）に付属する針等）、廃酸、廃アルカリ、農薬、殺虫剤など
②	処理に際して危険性のあるもの	廃油、ガスボンベ、スプレー缶（但し、使い切って穴をあけたものは可）など
③	燃焼により有害性ガスを発生するもの	薬品など
④	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定めるもの	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
⑤	産業廃棄物	建築廃材、農機具、農業用ビニール、パレット、事業系プラスチック、事業系鉄・ガラスくず、事業用事務機器など
⑥	処理困難としているもの	i 大量のごみ（但し、1日2tトラック一台は可）、ii 木の根、iii 土砂、iv 洗濯物干し台、v 消火器、vi ピアノ、vii 灰、viii 石、ix 漬物石、x ペンキ、xi 多量の蛍光灯、xii 耐火金庫など
⑦	資源化の障害になるもの	キャップ、ラベルを外していないペットボトルなど

⑧	分別がされていないもの (南部清掃センター取扱品)	一般家庭 i 剪定枝、ii プラスチック製容器包装、iii 野木町から発生した生ごみ	事業系 i 剪定枝、ii 野木町から発生した生ごみ ※事業系のプラスチック製容器包装は産業廃棄物になります
		(注意：平成28年4月1日より分別方法が変更され、搬入場所も南部清掃センターに変更されました。)	
⑨	自動車部品等	自動車リサイクル法に該当するもの (自動車及びバイクのタイヤ、バッテリー、バンパーなど)	
⑩	自らの施工が困難で業者に依頼することが一般的であると認められるもの	物置、車庫 i 木造及び組立式の物置で基礎のあるもの、ii 組立式の車庫	
		住宅用設備機器 (工事の必要のあるもの) i 浴槽、ii 流し台、iii 洗面台、iv 便器、v ボイラー、vi 温水器 (電気、ソーラー)、vii 井戸ポンプ、viii 太陽光発電パネルなど	
		住宅建設資材 i 畳、ii 床材、iii 廃材木、iv 鉄骨、v 壁材、vi コンクリートがら、vii ブロック、viii レンガ、ix 瓦、x 屋根材など	
⑪	その他処理により施設を損なうおそれのあるもの	長さ2mを超えるもの	

2) 南部清掃センターでは処理できないごみ

①	資源化の障害になるもの	i 野木町指定紙袋に入っていない生ごみ、ii 毒性のある植物、繊維質の多い植物、病害虫に侵された植物の剪定枝、iii 木の根
②	処理により施設を損なうおそれのあるもの	太さ20cm以上、長さ2m以上の剪定枝
③	分別がされていないもの (中央清掃センター取扱品)	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、一時大量のごみなど

3-2 一般廃棄物の処理量及びごみ処理フロー

(1) ごみの搬入予想量

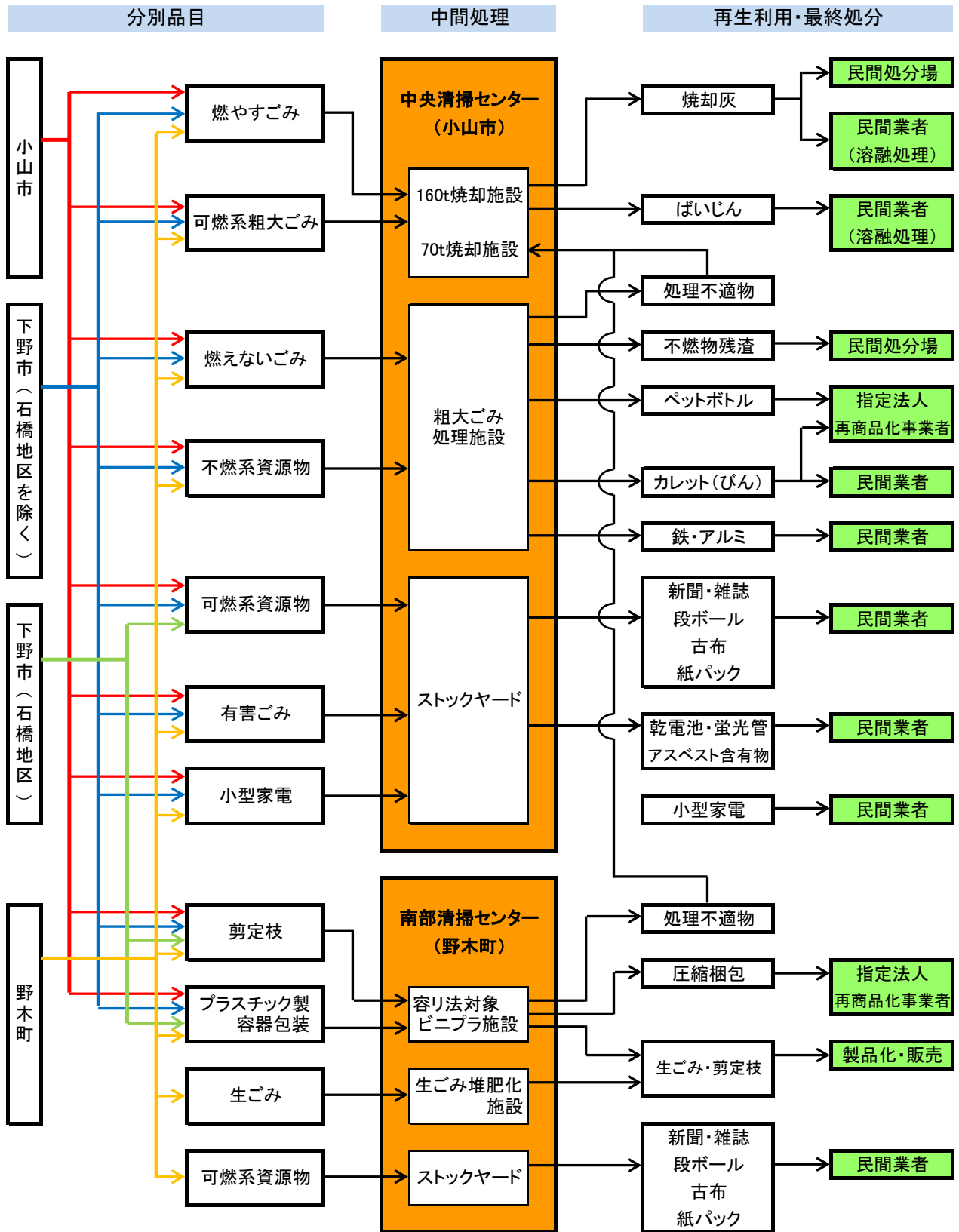
ごみの搬入予想量は以下のとおりです。

(単位：t/年)

区 分	中央清掃センター	南部清掃センター	搬入量合計
燃 や す ご み	54,165.950	—	54,165.950
可 燃 系 粗 大 ご み	113.130	—	113.130
燃 え な い ご み	6,522.750	—	6,522.750
不 燃 系 粗 大 ご み	349.220	—	349.220
不 燃 系 資 源 物	1,999.650	—	1,999.650
プラスチック製容器包装	—	2,689.280	2,689.280
生ごみ（野木町）	—	875.700	875.700
剪 定 枝	—	1,391.990	1,391.990
新 聞 ・ 段 ボ ー ル	1,517.650	225.650	1,743.300
雑 誌 ・ 古 布	1,803.710	215.190	2,018.900
紙 パ ッ ク	10.350	—	10.350
蛍 光 管	35.340	—	35.340
乾 電 池	51.440	—	51.440
アスベスト含有家庭用品	164.340	—	164.340
小 型 家 電	2.400	—	2.400
合 計	66,735.930	5,397.810	72,133.740

(2) ごみ処理フロー

平成30年度ごみ処理フローを示します。



4. ごみ処理実施計画

4-1 ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

排出抑制のための方策は構成市町がそれぞれ実施しますが、本組合においても各市町の取組を支援していきます。

(2) 資源化の方法及び推定量

資源化対象物	資源化量 (t)	資源化の方法及び利用先	
焼却灰	3,860,000	溶融スラグ化し建設資材等に利用	
ばいじん	2,000,000		
プラスチック製容器包装 (※1)	2,049,640	容器包装リサイクル法に基づく再商品化	
生ごみ (南部清掃センター ※2)	21,430	堆肥化して販売	
剪定枝 (南部清掃センター ※2)	1,163,860	製品化して販売	
丸太 (南部清掃センター不適物)	30,000	チップ化して畜舎等に利用	
磁性物 (雑鉄)	1,294,000	原料として利用 (マテリアルリサイクル)	
非鉄金属 (雑アルミ)	116,100		
鉄缶 (※1)	127,380		
アルミ缶 (※1)	255,920		
新聞	714,500		
段ボール	1,071,880		
雑誌	1,347,240		
紙パック	18,090		
古布 (※3)	968,490		海外にて再利用 (リユース)
ペットボトル (※1)	629,530		容器包装リサイクル法に基づく再商品化
ガラスびん	白色	137,320	
	茶色	320,480	
	緑色	124,530	
	その他	296,080	破碎処理し、建設資材等に利用
蛍光管	36,000	搬出後、破碎処理し、原料として利用	
乾電池	72,000		
小型家電	347,250	各種金属の回収	
合計	17,001,720	資源化率	23.6% (※4)

(3) その他の活用方法

活用対象物	活用量 (t)	活用方法	
可燃物 (70 t 焼却施設)	19,251,000	熱回収して発電 (サーマルリサイクル)	
合計	19,251,000	活用率	26.7% (※5)

※1 プラスチック製容器包装、鉄缶、アルミ缶、ペットボトルに関しては、運搬効率のため、梱包され、処理先に運搬されます。

※2 生ごみ、剪定枝は、南部清掃センターにて資源化された後、維持管理事業者により製品化・販売されます。

※3 古布は海外で一部衣類として再使用される他、ウエスとして利用されます。

※4 資源化率は、搬入量に占める資源化量の割合を示します。

※5 活用率は、搬入量に占める活用量の割合を示します。

4-2 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬についての実施主体

構成市町により実施されています。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は、小山市、下野市（旧石橋町を除く）、及び野木町です。

(3) 収集頻度及び方法

分別区分及び収集頻度

		小山市	下野市	野木町
可燃物	燃やす（可燃）ごみ	週2回	週2回	週2回
	生ごみ	燃やす（可燃）ごみに含む	燃やす（可燃）ごみに含む	週2回
	剪定枝	月1回	月2回	月2回
プラスチック製容器包装		週1回	週2回	週1回
粗大ごみ		戸別収集 (要申込)	ステーション収集 隔週1回(要申込)	実施していない (直接搬入)
燃えないごみ		月2回	月2回	月2回
資源物	びん、缶（飲料用）	月2回	月2回	月2回
	ペットボトル	月2回	月2回	月2回
	紙パック	月1回	月2回	月2回
	新聞・雑誌・段ボール	月1回	月2回	月2回
	古布	月1回	月1回	月2回
有害ごみ	乾電池	月1回	月1回	月1回
	蛍光灯	月1回	月1回	月1回
	アスベスト含有物	月1回	月1回	月1回
	その他	—	月1回	—
拠点回収	小型家電	○	○	○
	廃食用油	○	—	○
	紙パック	○	—	—

4-3 中間処理計画

(1) ごみの種類及び処理方法

ごみの種類		処理方法
燃やすごみ		焼却処理
可燃系粗大ごみ		破砕後、焼却処理
燃えないごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電は、資源化のため選別 ・破砕後、鉄・アルミ・可燃物・不燃物残渣に選別し、鉄・アルミは資源化、可燃物は焼却処理
不燃系粗大ごみ		
不燃系資源物	鉄缶・アルミ缶	資源化のため選別・圧縮
	ペットボトル	資源化のため選別・圧縮・梱包
	ガラスびん	資源化のため選別
可燃系資源物 (段ボール、古布、雑誌、新聞紙、紙パック)		資源化のため選別
ベッド、マットレス、ソファ		解体後、可燃物と金属部分に選別し、可燃物は焼却処理、金属部分は資源化
プラスチック製容器包装		資源化のため選別・圧縮・梱包
剪定枝		堆肥化・チップ化
生ごみ(野木町分)		堆肥化
有害ごみ	アスベスト含有家庭用品	小型家電は、資源化のため選別
	乾電池	資源化のため選別
	蛍光管	

(2) 処理施設の概要

区 分		竣工 年月	処理方式	処理規模	備考	
中央清掃センター 小山市大字塩沢 576-15	ごみ焼却施設 ●燃えるごみ ●可燃系粗大ごみ	S61. 3	全連続燃焼式 ストーカ炉	160 t/日(24h) (80 t×2炉)	温水発生装置あり (場内利用) H14. 9 飛灰固化施設	
		H28. 9	全連続燃焼式 ストーカ炉	70 t/日(24h)	発電設備、温水発生装置あり	
	粗大ごみ 処理施設	H8. 9	破碎圧縮設備 ●不燃系粗大ごみ ●不燃ごみ	破碎・選別	45 t/日(5h)	
			資源化設備 ●不燃系資源物	選別・一部圧縮	40 t/日(5h)	鉄缶、アルミ缶、ガラス瓶 ペットボトル等
	ストックヤード ●可燃系資源物	H26. 3	保管	82㎡×4	古布、古紙類	
南部清掃センター 野木町大字南赤塚 1513-2	容リ法対象 ピニプラ対象 施設	H28. 3	容リ法対象ピニプラライン ●プラスチック製容器包装	圧縮・梱包	21 t/日(5h)	
			剪定枝ライン ●剪定枝	堆肥化・チップ化	9.4 t/日(5h)	
	生ごみ堆肥化施設 ●生ごみ		堆肥化	4.1 t/日(5h)		
	ストックヤード ●可燃系資源物		保管	490㎡	古布、古紙類	

(3) 搬入される廃棄物の搬入形態の内訳及び処理推定量

① 燃やすごみ及び可燃系粗大ごみ

(単位：t)

搬入形態	市町別	中央清掃センター 160t・70t焼却炉		合 計
		燃やすごみ	可燃系粗大ごみ	
直営ごみ	小山市	999.430	1.600	1,001.030
	下野市	18.990	7.400	26.390
	野木町	69.190	0.000	69.190
委託ごみ	小山市	26,368.220	0.020	26,368.240
	下野市	5,274.050	1.140	5,275.190
	野木町	3,636.580	0.000	3,636.580
事業系ごみ	小山市	12,186.150	10.590	12,196.740
	下野市	1,182.490	1.910	1,184.400
	野木町	1,065.100	4.400	1,069.500
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	2,969.420	77.580	3,047.000
	下野市	185.160	0.490	185.650
	野木町	211.170	8.000	219.170
小	計	54,165.950	113.130	54,279.080
破碎可燃残渣 (粗大ごみ処理施設)		4137.500		
搬入量合計		58416.580		
焼却処理後物 排出内訳	焼却灰(埋立)	2020.000		
	焼却灰(溶融)	3860.000		
	ばいじん(埋立)	0.000		
	ばいじん(溶融)	2000.000		
	合計	7880.000		

② 燃えないごみ及び不燃系粗大ごみ、不燃系資源物

(単位：t)

搬入形態	市町別	中央清掃センター 粗大ごみ処理施設			合計
		燃えないごみ	不燃系粗大ごみ	不燃系資源物	
直営ごみ	小山市	86.200	0.870	5.410	92.480
	下野市	3.550	0.000	0.000	3.550
	野木町	12.160	0.160	0.000	12.320
委託ごみ	小山市	1,799.220	47.830	1,543.600	3,390.650
	下野市	504.800	45.000	239.870	789.670
	野木町	447.350	0.190	189.500	637.040
事業系ごみ	小山市	616.490	29.710	5.100	651.300
	下野市	69.260	0.000	1.760	71.020
	野木町	75.510	0.100	0.600	76.210
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	2,459.930	173.610	0.000	2,633.540
	下野市	238.030	18.000	13.810	269.840
	野木町	210.250	33.750	0.000	244.000
搬入量合計		6,522.750	349.220	1,999.650	8,871.620
小型家電対象物				200.510	
施設処理量合計 (不燃・粗大、資源化システム処理量)				9,487.950	
		不燃・粗大ごみ 処理システム	破碎可燃物	4,137.500	
			不燃物残渣	2,050.000	
磁性物 (雑鉄)	1,293.110				
非鉄金属 (雑アルミ)	116.100				
		資源化システム	鉄缶プレス品	127.380	
			アルミ缶プレス品	255.920	
			ペットボトルプレス品	629.530	
			ガラスびん (白色)	137.320	
			ガラスびん (茶色)	320.480	
			ガラスびん (緑色)	124.530	
			ガラスびん (その他)	296.080	

③ プラスチック製容器包装

(単位：t)

搬入形態	市町別	南部清掃センター
		容リ法対象ビニプラ施設
直営ごみ	小山市	3.910
	下野市	0.090
	野木町	0.010
委託ごみ	小山市	1776.660
	下野市	754.810
	野木町	128.400
事業系ごみ	小山市	0.000
	下野市	0.000
	野木町	0.000
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	21.940
	下野市	0.560
	野木町	2.900
搬入量合計		2689.280
再商品化(容リ法)		2049.640

④ 生ごみ

(単位：t)

搬入形態	市町別	南部清掃センター
		生ごみ堆肥化施設
委託ごみ	野木町	804.480
事業系ごみ		70.800
直接搬入ごみ (一般家庭)		0.420
搬入量合計		875.700
堆肥化(資源化)量		21.430

⑤ 剪定枝

(単位：t)

搬入形態	市町別	南部清掃センター	
		容リ法対象ビニプラ施設	
直営ごみ	小山市	139.300	
	下野市	1.690	
	野木町	34.850	
委託ごみ	小山市	83.180	
	下野市	81.720	
	野木町	25.280	
事業系ごみ	小山市	107.730	
	下野市	0.000	
	野木町	101.240	
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	555.960	
	下野市	73.050	
	野木町	187.990	
搬入量合計		1,391.990	
資源化(製品化)量		1,163.860	

⑥ 可燃系資源物

(単位：t)

搬入形態	市町別	中央清掃センター、南部清掃センター			合計
		可燃系資源物ストックヤード			
		新聞・段ボール	雑誌・古布	紙パック	
直営ごみ	小山市	46.560	1.180	8.000	55.740
	下野市	0.160	0.000	0.000	0.160
	野木町	0.380	0.000	0.000	0.380
委託ごみ	小山市	673.250	680.290	0.000	1,353.540
	下野市	480.720	663.750	2.350	1,146.820
	野木町	220.550	201.510	0.000	422.060
事業系ごみ	小山市	2.370	0.820	0.000	3.190
	下野市	0.130	0.000	0.000	0.130
	野木町	0.000	0.150	0.000	0.150
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	299.650	418.970	0.000	718.620
	下野市	14.810	38.700	0.000	53.510
	野木町	4.720	13.530	0.000	18.250
搬入量合計		1,743.300	2,018.900	10.350	3,772.550
搬出量 (資源化)	新聞				714.500
	段ボール				1,071.880
	雑誌				1,347.240
	古布				968.490
	紙パック				10.350

⑦ 蛍光管

(単位：t)

搬入形態	市町別	中央清掃センター
		蛍光管ストックヤード
直営ごみ	小山市	1.490
	下野市	0.000
	野木町	0.000
委託ごみ	小山市	17.050
	下野市	15.000
	野木町	1.800
事業系ごみ	小山市	0.000
	下野市	0.000
	野木町	0.000
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	0.000
	下野市	0.000
	野木町	0.000
搬入量合計		35.340
搬出(資源化)量		36.000

⑧ 乾電池

(単位：t)

搬入形態	市町別	中央清掃センター
		乾電池ストックヤード
直営ごみ	小山市	0.710
	下野市	0.000
	野木町	0.000
委託ごみ	小山市	36.410
	下野市	8.000
	野木町	6.200
事業系ごみ	小山市	0.000
	下野市	0.000
	野木町	0.000
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	0.120
	下野市	0.000
	野木町	0.000
搬入量合計		51.440
搬出(資源化)量		72.000

⑨ アスベスト含有家庭用品

(単位：t)

搬入形態	市町別	中央清掃センター
		有害ごみストックヤード
直営ごみ	小山市	0.840
	下野市	0.000
	野木町	0.000
委託ごみ	小山市	109.700
	下野市	32.000
	野木町	21.800
事業系ごみ	小山市	0.000
	下野市	0.000
	野木町	0.000
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	0.000
	下野市	0.000
	野木町	0.000
搬入量合計		164.340
小型家電対象物		144.340
搬出(埋立処分)量		20.000

⑩ 小型家電

(単位：t)

搬入形態	市町別	中央清掃センター
		小型家電ストックヤード
直営ごみ	小山市	2.000
	下野市	0.000
	野木町	0.400
委託ごみ	小山市	0.000
	下野市	0.000
	野木町	0.000
事業系ごみ	小山市	0.000
	下野市	0.000
	野木町	0.000
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	0.000
	下野市	0.000
	野木町	0.000
搬入量合計		2.400
P15『② 燃えないごみ及び不燃系粗大ごみ、不燃系資源物』より		200.510
P19『⑨ アスベスト含有家庭用品』より		144.340
搬出(資源化)量		347.250

4-4 最終処分計画

中央清掃センターより発生する処理残渣の数量及び処分方法

残渣等の名称	数量 (t/年)	処分方法
焼却灰	2,020	民間処分場に埋立
	3,860	民間溶融施設にてスラグ化
ばいじん	2,000	
不燃物残渣	1,800	民間処分場に埋立
	100	民間処分場に埋立 ※民間施設にて焼却処理後物
アスベスト含有家庭用品	20	民間処分場に埋立

平成30年度
一般廃棄物処理実施計画
(生活排水処理実施計画書)

小山広域保健衛生組合

平成30年度 小山広域保健衛生組合生活排水処理実施計画

1. 基本方針

一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとする。

2. 計画期間

本実施計画の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3. 計画区域

本実施計画の対象区域は、小山広域保健衛生組合管内とする。

小山市・下野市・野木町・上三川町

4. 処理施設の概要

本施設の概要は以下のとおりである。

項目	内容
施設名称	小山広域クリーンセンター
所在地	栃木県小山市大字塩沢604番地
敷地面積	46,748㎡
建築物	管理棟：鉄筋コンクリート造 地上2階建 処理棟：鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高速堆肥化处理
処理能力	191 kL/日 (し尿48 kL/日、浄化槽汚泥115 kL/日、農集排汚泥28 kL/日) (生ごみ1.4 t/日)
放流先	利根川一級河川 思川
工期	着工：平成13年10月 竣工：平成16年 3月
稼働日数	365日/年
受入日数	240日/年

5. し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理計画

本施設で処理すべき処理計画量は36,537 t/年とする。

なお、処理計画の内訳は以下のとおりとする。

処 理 内 訳	処理計画量
生し尿	3,796 t/年
浄化槽汚泥	22,849 t/年
農業集落排水汚泥	9,892 t/年
合 計	36,537 t/年

6. 生ごみ搬入自治体及び生ごみ処理量

本施設で処理すべき生ごみの受入自治体は、小山市及び下野市（国分寺地区、南河内地区）とする。

なお、生ごみの処理量は240 t/年とする。

7. し渣の処分方法

本施設から発生するし渣の処分方法は、一般廃棄物として小山広域保健衛生組合中央清掃センター焼却施設で可燃ごみとして焼却処理する。

なお、処分量は170 t/年とし、含水率は60%以下とする。

8. 受入槽清掃汚泥の処分方法

本施設から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の受入槽清掃汚泥の処分方法は、一般廃棄物として埼玉県寄居町に所在する民間事業者の熔融処理施設で焼却処理し、処理後物は資源化して有効利用を図る。

なお、処分量は180t/年とする。

9. し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理後の汚泥処分方法

本施設から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理後の汚泥処分方法は、循環型社会形成の観点から、有機性廃棄物の生ごみとあわせて堆肥化（汚泥発酵肥料『すくすく君』）することで、資源化して有効利用を図る。

なお、資源化量は268.8 t/年とする。

10. 収集・運搬処理業者

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥及び生ごみは、構成市町において許可及び委託を受けた一般廃棄物処理業者によって収集・運搬するものとする。

11. 施設使用許可業者一覧

本施設の使用許可業者は以下のとおりとする。

(1) し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥

事業者名	収集・運搬許可市町名
協和興業株式会社	小山市
栃南産業株式会社	下野市（石橋・国分寺・南河内地区） 上三川町
野木衛生社	野木町
カワバ産業株式会社	野木町
有限会社国分寺産業	下野市（国分寺・南河内地区）
関東産業衛生社	下野市（国分寺・南河内地区）
有限会社マルフジ	下野市（石橋地区） 上三川町

(2) 生ごみ

事業者名	収集・運搬許可市町名
株式会社リヴェール東洋	小山市
有限会社アオキ	下野市（南河内地区）
有限会社国分寺産業	下野市（国分寺地区）